

水源保全地域での 土地取引、開発行為は

2か月前までに事前届出が必要になります！

令和5年10月2日から、
静岡県水循環保全条例の
届出制度を開始します！



水源保全地域(※)内で土地取引や開発行為を行うとき、
2か月前までに県への届出が必要になります。

※水源保全地域・・・水源保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域

届出の詳細は裏面

静岡県水循環保全条例の目的

健全な水循環の保全に関する基本的施策や水源保全地域における適正な土地利用の確保を図るための措置、その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与する。



届出制度

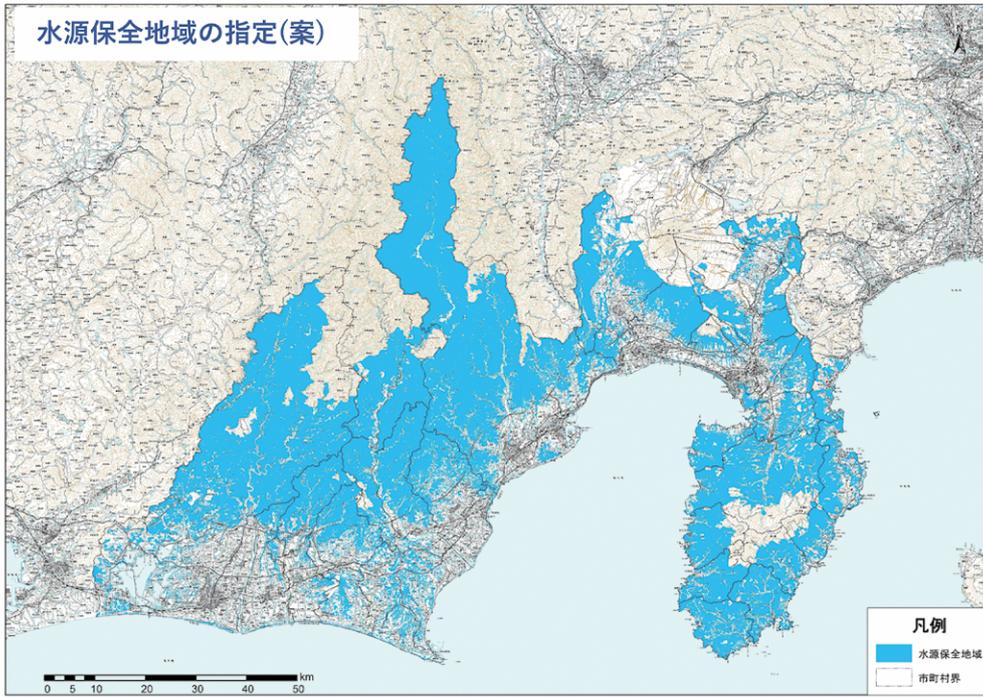
令和5年10月から、水源保全地域内での土地取引や開発行為を行うとき、2か月前までに届出が必要になります。

土地取引

土地所有権等を有する者は、それらを移転し、又は設定する契約を締結するときは、**締結予定日の2か月前までに届出が必要。**

開発行為

土地の形質変更、地下水採取設備の設置等の開発行為を行おうとする者は、**着手予定日の2か月前までに届出が必要。**



水源保全地域

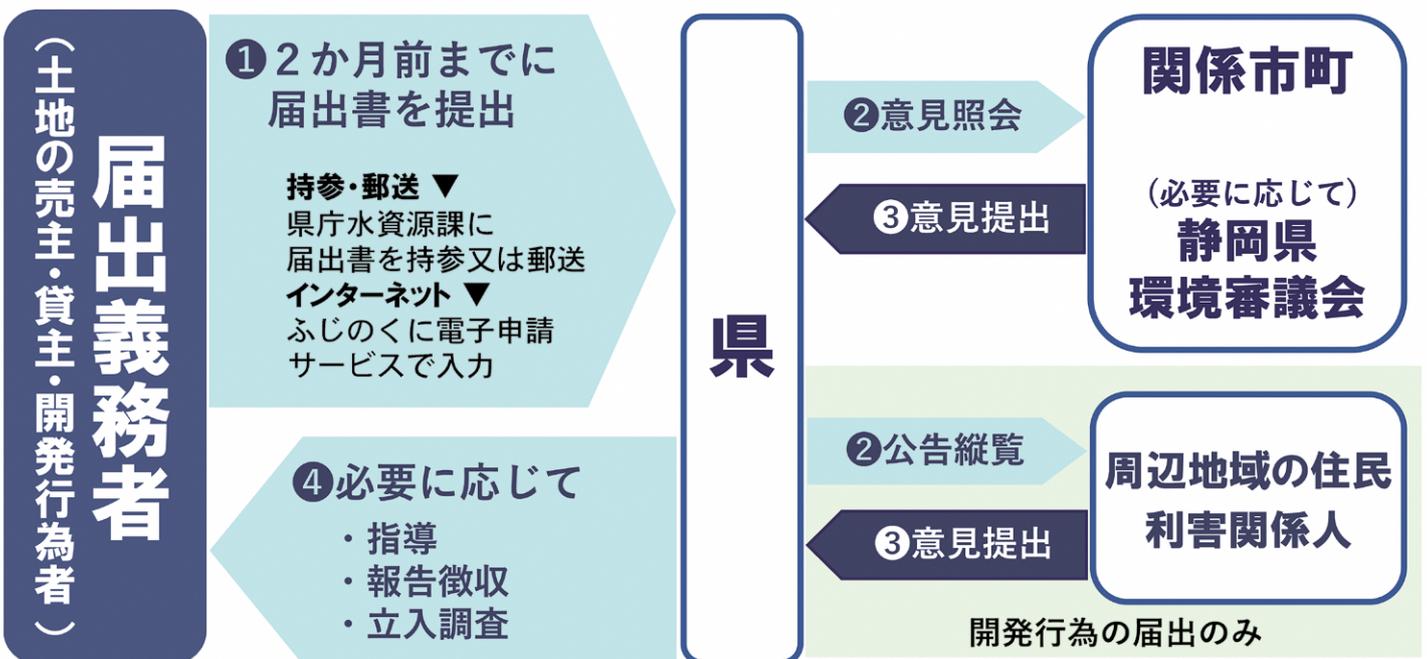


地域森林計画の対象とする区域

詳細図面は、静岡県ホームページに掲載されています。



届出の流れ



※ 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処せられることがあります。



静岡県暮らし・環境部 環境局 水資源課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL:054-221-2289 FAX:054-221-3278

「ふじのくに電子申請サービス」
から届出ができます。

